の四第二項及び第五項から第七項までに規定する加入者であつた者をいう。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　［略］

二　申請者の加入者等記号・番号又は個人番号

三～八　［略］

２　［略］

３　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　［略］

二　申請者の加入者等記号・番号

三～六　［略］

４・５　［略］

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　申請者の加入者等記号・番号

三～八　［略］

２～６　［略］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の十一　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　［略］

二　申請者の加入者等記号・番号

三～八　［略］

２　事業団は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　［略］

二　申請者の加入者等記号・番号

三～六　［略］

３～５　［略］

（移送費及び家族移送費）

第六条　移送費又は家族移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～九　［略］

２～４　［略］

一　［同上］

二　申請者の加入者番号又は個人番号

三～八　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　申請者の加入者番号

三～六　［同上］

４・５　［同上］

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十　［同上］

一　［同上］

二　申請者の加入者番号

三～八　［同上］

２～６　［同上］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の十一　［同上］

一　［同上］

二　申請者の加入者番号

三～八　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　申請者の加入者番号

三～六　［同上］

３～５　［同上］

（移送費及び家族移送費）

第六条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～九　［同上］

２～４　［同上］